

(令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」)
「九州半導体産業におけるベトナム人材確保に向けた調査事業」に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

DXの実現による更なる生産性の向上などだけでなく、GXの推進や経済安全保障の強化等の観点で、半導体が日本及び世界経済に果たす役割は近年ますます大きくなっているため、経済産業省も半導体・デジタル産業戦略を策定・改定し、官民一体となって具体的な取組について矢継早に実施している¹。

そうした中、九州はシリコンアイランドと呼ばれるなど、従前から半導体産業が集積していたが、特に近年は台湾のTSMCが過半を出資するJASM (Japan Advanced Semiconductor Manufacturing) の第一工場の稼働などの影響もあり、16年ぶりに半導体生産額が1兆円を回復し、全国の半分以上 (54.7%) を占めるなど、再び日本・世界の中で存在感を高めつつある。

しかし、そうした経済活動の基盤となる半導体人材については、今後全国的に不足することが見込まれており、その生産量の多さから特に深刻な影響を受けうる九州地方において、海外との交流・連携促進等も通じ、半導体人材を継続的に育成・確保すべく、地域の産業界、教育機関、行政機関等が九州半導体人材育成等コンソーシアムを2022年3月に設立した。足元では116の構成機関が外国人人材の更なる確保も含め、各種検討を進めている。

一方で、ベトナムも世界の半導体製造ハブを目指すべく、2024年9月に半導体産業発展戦略を策定 (首相決定：第1018/QD-TTg号) した。同戦略の中で人材育成は主要な政策に位置付けられており、半導体人材を2030年までに5万人育成するという野心的な目標の下、政府より指定された18の国公立大学を中心に、本年より半導体学部を新設するなど、本格的な半導体人材の育成に向けた動きが進みつつある。

ベトナム政府は外国企業の誘致にも注力していることもあり、優れた半導体関連企業・技術を持つ国との協力に対して積極的で、日本の各機関との人材育成面での協力にも高い関心を有している一方で、日本企業も、製造装置のメーカー等も含め、足元では半導体関連企業のベトナムへの進出は限定的であるが、前述した国内の人手不足を緩和するための方策の1つとして、他の産業分野も含めて、既に多くの労働者を日本に輩出するベトナムに着目している。特に九州半導体人材育成等コンソーシアムは、今後の本格的なミッションの組成も念頭に置きつつ、2025年2月にも小規模な経済ミッションを派遣し、今後ベトナム側との関係構築の契機としたいと考えている。

このように、日ベトナム双方にとって潜在的なWin-Winの関係は見出しうるものの、①具体的にどのようなベトナム人材が日系半導体関連企業のニーズを満たしうるのか、②ベトナムからの半導体人材の育成・獲得を持続可能な形で実現するための具体的な仕組み (ビジネスモデル、政府間協力など) について、日ベトナム双方の共通認識が得られていないという課題がある。

よって、本事業においては、ベトナム人材と、全国に先駆けてベトナムの半導体人材の確保に関心を有する在九州の半導体関連企業がマッチングしうる有望分野を特定しつつ、そうした分

¹ 最新 (23年6月改定版) の半導体・デジタル戦略については https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semiconductors_and_digital.pdf

野での人材育成・獲得を通じた日本等での就労を推進する上での課題を、関係者へのヒアリング等を通じて調査・分析するとともに、そうした課題を克服等するためのビジネスモデルや、政府支援の在り方などについての検討を行い、その結果を広く発信等することで、両国関係者の共通認識の醸成や、実際のアクションの実現、及びその促進に向けた環境を整備し、両国の半導体産業を持続可能な形で発展させることを目的とする。

なお、本調査で得られた知見は、半導体人材を輩出したいと考える他のASEAN各国との協力の際にも活用できる可能性があるだけでなく、本調査内容を実施すると、長期的にはベトナムへの人材還流を通じ、日系を含む半導体関連企業のベトナム等への進出を促進し得るものであると考えられる。

2. 業務内容・調査方法

AMEICC事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の（1）から（3）の業務を実施する。

具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課とよく相談をした上で実施すること。

（1）日越半導体人材のマッチング可能性等調査

日本側のステークホルダー（例：半導体及び半導体装置メーカー、人材派遣会社、大学、自治体）に加えて、ベトナム側の教育機関や半導体関連企業、政府関係者へのヒアリングを通じて、半導体人材のニーズとシーズを定義した上でマッチングを行い、潜在的に日越が人材育成で協力しうる領域（例：スキル、プロセス）を特定するとともに、日本の半導体産業で必要とされている人材については、全体像として整理する。その際、インドなどの他の半導体人材輩出国や、米国や韓国など、他国の半導体企業の動向も踏まえて、ベトナムや日本が持つ比較優位も考慮するとともに、実際に日本での就業を実現するまでに生じる人材育成・送り出し周りの各種課題についても整理した上で考慮する。なお、ヒアリング対象としては、日本側、ベトナム側ともそれぞれ約15程度を想定する。

（2）想定されうる人材育成・送り出しモデルと支援策等の検討

実際にベトナム人が日本等の半導体企業で就業するまでには、その育成・送り出しに様々な関係者・機関が関わることを想定される。そのため、（1）で得られた示唆も踏まえて、そうした関係者の役割や具体的なアクションを体系的にモデル化するとともに、こうしたモデルの円滑な実現を妨げる、各プロセスにおける課題を克服するための両国政府等からの支援策等についても併せて検討を行う。

そうしたモデルを検討するに際しては、出来る限り簡潔・明瞭であることを目指しつつも、半導体人材の労働市場の構造変化（例：日本企業等によるベトナム半導体人材への理解醸成、日本国内における半導体人材の需給ひっ迫等）によりベトナム人の雇用形態等が変わり得ることも踏まえた上で、複数パターン検討することが望ましい。

(3) 調査事業成果の発表等

(1)、(2)を通して構築した仮説や調査・分析内容を、日・ベトナムの関係者等に対して広く情報発信することで、両国関係者の共通認識の醸成や、実際のアクション実現及び、実現に向けた環境整備を促す。また、こうした情報発信は、例えば、前述した九州半導体人材育成等コンソーシアムによるベトナムミッションの派遣前や、同ミッション本番での発表なども含めて複数回想定することとし、必要に応じてそうした発表の場を設けるための各種準備なども行う。

3. 留意事項

- (1) 応募書類上で、ヒアリング先として想定する企業等を、その理由とともに明記すること。
- (2) 本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課ともよく連携すること。
- (3) 事業の進捗状況については、原則1か月に1度はAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。
- (4) 本調査の実施に際しては、経済産業省やAMEICC事務局が実施する既存調査とも良く連携しながら効率よく対応すること。

4. 成果物

(1) 以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語。必要に応じて一部資料は英訳、越語訳することを想定）：

- ・ 2. の (1) によって実施された調査結果
- ・ 2. の (2) によって検討されたモデル
- ・ 2. の (3) によって発信された情報一式

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：2025年9月30日（火）

(4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① (一財) 海外産業人材育成協会
海外統括部 AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL：03-3888-8213
- ② 経済産業省 通商政策局アジア大洋州課
東京都千代田区霞が関1-3-1

5. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1件
- (4) 契約期間：契約日（2025年3月上旬を予定）より2025年9月30日までとする。
- (5) 契約金額：契約金額は、29,000,000円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
 - ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
 - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 2025年2月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供

等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること

- (7) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）

7. 参加意思表明及び質疑

(1) 参加意思表明

本企画競争へ参加を希望する場合は、2025年2月10日（月）午後3時【必着】までに公募申請書（押印不要）をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限： 2025年2月10日（月）午後3時【必着】

質疑受付方法： E-mail で受け付ける

質疑回答： 受け付けた全ての質問については、2025年2月14日（金）午後4時までに、企画競争への参加の意思表明をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2025年2月19日（水）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

| |
|--|
| 一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合（あいごう）、吉岡（よしおか）、新井（あらい） E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp |
|--|

9. 応募書類

- (1) 公募申請書（日本語又は英語）
- (2) 企画提案書（日本語又は英語）
- ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
 - ②様式第2 類似業務経験
 - ③様式第3 業務支援体制
 - ④様式第4 作業計画・要員計画
 - ⑤様式第5 受託業務費見積書
- (3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）
- (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結

がある場合には、連結決算書も併せて提出) (日本語又は英語)

- (5) 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書/3ヶ月以内のもの) (日本語又は英語)

日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面(本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類)を提出すること。

- ※ (1)、(2) は、所定の様式 (当協会 HP の本企画競争公告よりダウンロード可)。なお、(2) の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・ 提案内容 (提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性)
- ・ 組織の経験・能力 (類似業務の経験、業務実施能力)
- ・ 業務従事者の知識・経験 (本業務分野に関する知識、業務歴)

- (2) 審査結果 (採択又は不採択の決定) は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会 (AOTS)

海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-ameshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上